

平成 29 年 11 月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成 29 年 11 月 2 日 (水)

2 場 所 南別館委員会室

3 開始時間 午後 1 時 30 分

4 終了時間 午後 5 時 00 分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、朝倉生涯教育課長、武田文化財課長、新甫学校給食課長、森図書館長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、新地高城地域振興課長、黒木教育総務課副課長、清水教育総務課主幹

6 前会議録署名委員

赤松委員長職務代理者、濱田委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、11月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、中原委員、濱田委員をお願いいたします。

9 議事

【教育長報告】

○委員長

それでは、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長

それでは、お手元に資料があるかと思うのですが、ご覧いただきたいと思います。

第1番目は、学校の生徒指導状況のこと、2番目は、宮崎で起きた自殺の問題、3番目は、男女混合名簿という3つのことについて少しお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

まず、第一番目の生徒指導の状況でございますけれども、お手元に資料があるかと思っておりますので、ご覧いただきたいのですが、9月中のことですけれども、非行等が、小学校1件、中学校1件ございました。これは既に、前回は申し上げたことがあるかと思っておりますけれども、小学校のものは、倉庫へ石を投げ、ガラスを壊したということでございます。6名の子どもたちがいたずらで騒動したということでございます。それから、中学校は、対教師暴力と言いますのは、ある中学校の一人の生徒が、授業中にこっそりと携帯を持ち込んでいたのです。それをハンカチか何かで隠していたのを教師が取り上げたときに、その子どもが反抗して、教師の肩を叩いたということでございまして、この件につきましては、保護者ともつないで、子どものほうからも、保護者のほうからも謝罪をいただいているところで、解決している問題でございます。

それから、不登校傾向でございますけれども、そこにありますように、小学校18名、中学校120名で、新たな9月新規の不登校は小学校1名、中学校12名ということで、13名でございます。

ただ、中学校では、そこに書いてありますように、学年が上がるにしたがって、不登校数が増えてきているということです。中学生ですので、3年生になると、進路とか、色々気になることがありまして、適用教

室やSSW等で、色々聞き取り等調査をしています。進学をするに向けて保護者からの相談も増えているという状況でございます。

いじめでございますけれども、そこにありますように、各小中学校にアンケートをしまして、小学校 193件、中学校8件が、いじめの認知件数として報告されているということでございます。特別にいじめのことで、今、トラブルっているということはございません。

それから、不審者状況でございますが、9月に不審者が非常に多うございました。小学校7件、中学校2件が発生したわけです。主なものを少し申し上げておきますと、9月8日に、午後7時頃、安久町安藤病院の近くで、女子中学生が下校途中に、近づいてきた男に「ティッシュを持っていないか」と言われたという事案です。9月25日の午後4時頃にも、山田町で同じ様な事が起きています。対象は小学校の男子児童でした。

それから、9月14日、都城高校付近で小学校の女の子が自転車に乗ったおじいさんに追いかけられたという事案です。

9月22日、下校中の小学校の女の子2人が、大王町で自動車に乗せられそうになったという事案が起きました。明けて、23日に、志比田町で、小学校の女の子3人が、下校中に自転車の男に手を引っぱられて、連れていかれそうになったという事案が起きました。

9月27日、午後7時頃、部活動帰りの女子中学生が、20歳から30歳位のバイクの男に、「可愛いね、あのさ」と声をかけられて、しつこく追跡されそうになったので、回り道をして逃げて帰ったという事案があります。五十市校区です

9月26日、27日、きりしま支援学校付近で、常用バンの50歳前後の男性が、登校中の女子中学生に車から声をかけてくるという事案がありました。今、警察に取り締まりを頼んだということですので詳細は省きますが、9月だけで、非常に多くの事案が上がってまいりまして、9月がかなり多発している状況です。

昨日、一昨日の新聞ではないけれども、とても信じられない事件がありますので、くれぐれも子どもの安全、通行、学校帰りの安全並びに地域における安全には気をつけてもらうための指導の徹底を各学校にお願いしたところです。

新しいいじめ防止政策の改定については、いま、指導主事を中心にして議案を作成中でございますので、これもまた改正案が出てくると思います。ご存知のように、いじめが終わったというのは3ヶ月何もなかったということと、聞き取りをしてその子が何も感じていないというのが確認されない限りは、いじめは終わったとしないという、いわゆる始まりよりも終わりのことをきちんと期限を定めているということでございます。

次の取り扱い注意の資料でございますけれども、これは平成28年度の本県の不登校問題行動の調査結果でございます。暴力行為は、宮崎県全体で125件ということで、全国に比べては低い割合にあります。この中で、昨年は暴力行為は、小学校は1件、中学校は5件が都城市でございます。

それから、いじめ認知件数につきましては、そこにありますように、10857件ということで、全国の中でも高いほうにありますけれども、これは、正直にとにかく調べて、少しのことでも報告をしているということの現れかなと受け取っているわけでございます。いじめはどの学校でも起こり得るという認識のもとに、対応してきていると思っております。昨年度の場合は、都城市は、小学校1900件、中学校が192件ということです。

裏面の次ページでございますけれども、不登校状況です。小学校における不登校児童数というのは、全県下では251人ですが、都城市は21名でございます。中学校における不登校生徒数は、宮崎県内では813件、都城市は115件という、大体10%、ちょっと中学校のほうが多いです。高等学校は資料はございません。自殺の件数は、都城市はゼロ件でございます。これが昨年の状況でございます。

関連ですが、昨年、宮崎市内だけで、中学生3名が自殺をしているという状況がございました。前後の2

つの自殺については、一応いじめはなかったということだそうでございます。昨年 8 月におきた事案だけ、いじめがあったのではないかということで、第三者委員会を開催して、調査をした結果、いじめがあったと、第三者委員会が認定をしたということでございます。

こういう事案は、人間関係が非常に見えにくくなっていく中で、なかなか現実にいじめを受けているというか、被害を受けている子どもはなかなか口に出さないのです。それを学校側がどのくらい SOS ではなくて、状況というか、しるしをどのくらい読み取っていくかということが必要なことで、これは都城市の学校等においても、しっかりその辺を、小さいしるしでも見逃さないようにしないと難しいかなと思っております。いじめが起きないようにすることが大切ですが、その一方で、人間関係の中で起き得ることだと認識をして、起きていのかどうかをきちんと確認して、それにどう対処していくかということが一番大切なことであろうと思っております。

3 番目は、もう 1 枚あると思えますけれども、性で分けない名簿の活用推進についてという資料がお手元でございます。これは、先日、延岡で市町村教育長会議があって、いわゆる混合名簿の話がそこで出てきたのですが、宮崎県の教育委員会は、10 月 11 日に、実はこういう活用推進についてという資料を配っております。基本的な考え方の 2 を見てもらえば分かると思うのですが、原則として、学校で使用する名簿は性で分けて、必要のある場合のみ分けるという方針を出しております。議会でも一度質問されたことがあるのですが、一応、「学校に任せております」ということで、お答えしております。

県の教育委員会としても混合名簿推進という方向になってきていますので、本市としても、そういう方向で校長会に議論してもらおうかと思っております。

これは 10 月 27 日付の新聞ですが、宮崎市男女共同参画センターパレットで開かれた、同センター主催のシンポジウムで、混合名簿のことが話し合われました。そのときの報告として、全国の公立幼稚園や学校の約 80% が混合名簿を導入しているということでございます。宮崎県がいかに遅れているかということです。宮崎県は、日向市は全部、混合名簿です。これは 20 年位前から混合名簿だそうでございます。日向市は 2 校だけ導入されていないところがあって、ほとんど混合名簿にしているようで、宮崎市内では、公立小中学校 73 校のうち 4 校しか導入していないということでした。国別に見ると、日本、インドが混合名簿でないものが多いのですが、ほかの国ではほとんど、混合名簿なのだそうです。日本はそういう意味では遅れているかもしれません。

そういうこともありまして、次回の 11 月の校長会で、混合名簿の方向で議論をしていただくということをお願いしようかと思っております。

長くなりましたけれども、以上で終わります。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、3 つの内容について、順不同ですが、お尋ねがありましたら。

私よくわかっていないのですが、混合名簿で不都合な点というのはどういうところがあるのでしょうか。

○教育長

実は、昨日、一昨日の市町村教育長会議で、日向市の教育長さんが言われたことでしか答えようがないのですが、何の不都合もございませんというのが日向市の教育長さんのお答えでした。

何か統計をとる時に、男女別に分けないといけない時があるでしょうけれども、この頃は全部、エクセルでやれば、さっと印さえつけとけば、ぴしゃっと直るので、それは大丈夫だと思います。全国平均が 80% で、大分県は、小中学校ほぼ 100% 混合名簿を使っているのだそうです。日向市もほぼ 100% ということでした。

○委員長

例えば今、エクセルですぐ必要な時には分けることができるとおっしゃいましたけれども、性的マイノリティーの方たちの問題がこれはかなり大きなものを占めていますので、そうすると、混合の名簿にしても、

後ろに、今、名前も男性か女性か分からない名前がかなり多いのですが、よく見るのは、ランダムに書いてあって、あとに男女というふうに書いてありますが、性別というところに。名簿は男女混合で書いてあっても、学校の名簿以外でも、色々な名簿を見ますと、男女混合で書いてあっても、あいうえお順とか、後ろに男女と書いてありますよね。名前で判別できないから、一応、ずっと名前がリストに書いてあって、男性、女性というのは、普通書いてあるような気がするのですけれども、そうしますと、性同一性の方たちを配慮して混合の名簿を作るという時には、男女別の段もあれば意味がないわけですよね。それはしないのですか。

○教育部長

混合名簿上はそれは入れないということですよ。男女分かれているのと一緒になるので、駄目でしょうね。

○委員長

そして、結局、何かデータをとる時の男女別という時には、ちゃんと、基には入っているわけですね。

○教育部長

そこは、男女というよりか、数字であるとかで、表示しないような形になって、データとしてはそういうふうになっています。

○委員長

今、名前では全然判別できないですよ、男女が。分かりました。

○赤松委員

学校における混合名簿そのものを見たことはないのですが、紙ベースの時代に、学校において教務手帳という、先生方が記録する手帳が一冊、配布されていました。教務手帳も男女分かっていたわけではなかったのです。それぞれの先生方が左側のページに男子を、右側のページに女子を書いていたのですけれども、そういう教務手帳などといったものがもう必要ない時代になってきているのでしょうか。学級の子どものデータの整理は全てコンピュータとか、そういうもので整理できる時代ではないでしょうか。エクセルの機能を使ったり、様々なコンピュータソフトの機能を使って、色々な書類を作る能力がきちんと身に付いておられる先生方が多いので、データ上でも男女区別する必要はないということですね。

○教育長

大学なんかも男女同時ですので、高専はどうなのですか。男女分けているのですか。

○濱田委員

分けていませんね。混合ですね、あいうえお順です。

○教育長

だから、高専とか、大学は全部、あいうえお順で書いてあるだけです。

○赤松委員

帳面みたいなものに整理するという時代の名残があるから、どういう名簿にするかというのがあるのだけれども、データとしてひとくくりに考えて、必要に応じて、どういうふうにデータを使うかと考えれば、紙の発想から消えていくのでしょうかね。

○教育長

日向市に聞いたら、並ぶ時にも男女で全部、名簿上で並んでいるそうです。

必要があれば、男女と並んで、さっと分かれて並ぶので、普通には男女混合で並んでいるのだけれども、ただ、それを中学生ぐらいから始めるというのは難しいなというお話をされていました。つまり、日向市はずっとやっているから、並べさせることが出来ると。いきなりやるのは難しいかなと言われていました。

○中原委員

式典の時など、入学式とか、卒業式とか。教育委員で出ていて、一緒に並んでいる学校は見えていないので。

○教育長

都城市は特に男女別だから、日向市は多分、一緒ではないですか。

○教育部長

そこから変わってきますね。

○教育長

ものすごく変わってきますね。

○中原委員

保育園でもそういうのは聞いていないので。

○教育長

日向市は多分、混合でやっているのではないですかね。

○赤松委員

例えば、身体測定とか、そういう時には、特別にチェックしてやれば、何ら問題ないということでしょうから、通常男子と女子が混じって並んでいても、何も問題はないでしょうね。

○委員長

基本的な考え方の時に、LGBTの配慮というところが謳われているので、そういうのはやはり大切なことかなと思うのです。ただ、分けてあったのを混合にするという問題ではないような気がするので、次回は必要だと。

○教育長

LGBTの子どもたちには、生徒用の男便所、女便所は行きにくいので、その子に対しては、職員のトイレを使わせる形にしているのだそうです。

私がかつて大学にいた時の学生にもいましたね。女の子なんだけれども、下の名前を呼ばないでくれと。

○赤松委員

生活上は何の支障もなかったもので、そのことを話題にもせず、ずっと通っていたのでしょうね。

○中原委員

確かに、名前だけでは、特に、最近の子どもは葵くんと葵さんがいます。名簿だけでは分かりません。

○教育長

あとで困らないように親もそこを意識してつけているかもしれないですね。

○委員長

それでは、ありがとうございました。

【議案第 29 号】

○委員長

議案第 29 号を高城地域振興課長よりご説明をお願いいたします。

○高城地域振興課長

それでは、ご説明いたします。

議案第 29 号、高城町中央公民館図書室規程を廃止する規則についてご説明いたします。

高城町中央公民館図書室規程につきましては、高城地区公民館と都城市立高城図書館を併設した高城生涯学習センターを、平成 21 年 4 月に開設した時に、廃止すべき規程でありましたが、合併前の暫定例規として残っておりまして、今回、この規程を廃止する規則を制定するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願います。

○委員長

ありがとうございました。

この件についてお尋ねはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○中原委員

これがなくなることについて、何か不都合な点とか、問題があるということはないですか。

○高城地域振興課長

特にございませぬ。

それに、高城図書館というものが存在しておりますので、問題ございません。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第 29 号を決定させていただきます。

【報告第 101 号～第 103 号】

○委員長

報告第 101 号～第 103 号までを、都城島津邸館長よりご説明をお願いいたします。

○都城島津邸館長

報告第 101 号から 103 号までありますので、順にご説明いたします。

まず、菊花展の開催要領の制定についてでございます。

菊花展を都城島津邸で開催することによって、菊の魅力と都城島津邸の持つ魅力を広く市民に伝え、情報を発信するものでございます。

開催日時は、平成 29 年 10 月 31 日、火曜日から 11 月 19 日、日曜日までの 18 日間で、現在もう既に開催中でございます。主催は、都城菊の会で、都城島津邸は共催で実施しております。

続きまして、報告第 102 号でございます。

都城島津家御入部日記念イベントの開催要領の制定についてでございます。

都城島津家初代の北郷資忠が、1352 年 12 月 12 日に山田町の薩摩迫に入った日を記念して、都城島津家では、12 月 12 日に赤飯を炊いて祝っていたということで、この日を御入部日記念日ということで、島津邸でもイベントを開催することによって、島津家として、都城の歴史を市内外に情報を発信し、周辺の史跡より都城島津邸の来館者増を図るものでございます。

日程的には、12 月 12 日が平日になりますので、最も近い日曜日、12 月 17 日を計画しているところでございます。

内容としては、3 つございまして、一つ目が、都城島津家御入部日記念史跡巡りでございます。12 月 17 日、日曜日に都城島津家にかかわる市内の史跡を巡るものでございまして、都城島津邸はもちろんのこと、祝吉御所、薩摩迫、安永城跡など、予定しているところです。募集は、20 人程度として、11 月 15 日号の市広報紙にて参加者の募集を行うところでございます。

二つ目は、赤飯のふるまいです。同じく 12 月 17 日、日曜日の 10 時から、約 20 名程度の赤飯を無料でふるまうということにしているところです。

三つ目は、郷中教育体験講座を現在実施中ですが、この一環で、郷中教育に参加している小学生たちに、都城島津邸の御門と歌舞伎門の 2 カ所に、門松を設置していただくこととしております。

続きまして、最後に、報告第 103 号でございます。

2018 島津 de マルシェ&焼物展の開催要領の制定についてでございます。

都城の歴史、日本邸宅や庭園などの都城島津邸の魅力を広く情報発信するため、集客力のあるハンドメイドマーケットや陶器市を開催することによって、来館者増を図るものでございます。

開催日は、来年ですが 1 月 12 日、金曜日から 14 日、日曜日までの 3 日間としております。

内容としましては、島津広場にて、ハンドメイドマーケットやフードの販売を行います。これをマルシェと呼んでおります。本宅内では、陶器市の焼物展を行います。島津広場への来場は無料となっております。

本宅内の焼物展は、通常の本宅観覧料100円のみで入れるということになっております。

この3件につきましては、すべて昨年から順次開催をしております。以上、3件について、ご説明いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの3件について、お尋ねがありましたらいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

御入部記念イベントのお赤飯のふるまいというのが先着20名と謳ってありますが、昨年はこの20名というのは、沢山の人の中のごく一部だったのか、それとも、適正だったのか、参加していないのでわからないのですが、どのような状況だったのでしょうか。

○都城島津邸館長

これについては、実際は100人分ぐらい作っております。ただ、先ほど言いました郷中教育で、一家で門松作りをすと言いましたけれども、その子どもたちと、親の方が付いてこられるものですから、先にとられて、何人保護者の方がいらっしゃるかわからないので、想定20人以上はもちろんあるのですけれども、余計書いていなくなるといけないものですから、少なめに書いているところでございます。

○委員長

ご説明を聞いてよくわかりました。

初めから20名というのは少ないなと思って。

○都城島津邸館長

子どもさんたちが少なければ、当然、配るものは多くなるということになります。

○濱田委員

2018年島津 de マルシェとのマルシェという意味は、どういう意味なのでしょう。

○都城島津邸館長

これは、どこの言葉か忘れたのですが、市場という意味と解釈しております。

補足しますと、ハンドメイドマーケットは手づくり商品とか、そういう個人レベルのお店を30店ぐらい出していただければ、今、3年目になるのですが、おおむね5、6000人の女性の方が、普段みえない方も来ていただけるということで、好評を得ておりますので、引き続き開催しているところでございます。

○委員長

これはちょっと、この書き方が1月12日から14日までですよ、これはマルシェも焼物展もこの期間あるということなのですね。

○都城島津邸館長

そのとおりでございます。

○委員長

12日がマルシェで、14日が焼物展ではないのですね。

○都城島津邸館長

違います。申し訳ございません。

○委員長

2つとも3日間通してですね。

○都城島津邸館長

これは時間が違うのは、焼物展は本宅の中でやるものですから、時間を長く延長してやっているところでございます。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告の 3 件、101 号、102 号、103 号を承認させていただきます。

【報告第 100 号】

○委員長

報告第 100 号を生涯学習課長よりご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第 100 号、平成 29 年度都城市人権啓発推進大会開催要綱制定についてご説明いたします。

推進大会は、毎年、12 月 4 日から 10 日までの人権週間にあわせて、都城市人権啓発推進協議会と都城市教育委員会が主催し、今年度は、12 月 9 日、土曜日に開催するものでございます。

この大会では、小中学生、一般から募集した人権啓発標語の入賞者表彰と講演会を行います。人権啓発標語につきましては、今年度は、校長先生はじめ、諸先生方のご理解のもと、全ての小中学校からご提出いただきまして、昨年度より 304 作品多い 5478 作品をご提出いただきました。

なお、表彰につきましては、小学生、中学生、一般の各部門について、それぞれ最優秀賞の受章者を表彰します。それに加えまして、小学生は 1 年生の部、3 年生の部、5、6 年生の部の 3 部門、中学生は学年単位の 3 部門、これに一般の部を加えた計 7 部門について、それぞれ優秀賞の受章者を表彰します。

なお、表彰作品の選考につきましては、10 月 30 日に開催しました人権啓発推進協議会第 2 回幹事会で、最終決定をしたところでございます。

また、講演会につきましては、別紙資料をご覧ください。

作家でもあり、翻訳家でもあります池田香代子氏を講師に招き、「100 人の村、あなたもここにきています」という演題で、講演をお願いしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

標語に関することと講演会の内容について、お尋ねはありませんでしょうか。

○教育長

中央公民館は大丈夫ですか。

○生涯学習課長

ちょっとひっかかるのは、お昼前か何かに、幼稚園のお遊戯会が入ってしまっていて、それがコミセンであって、駐車場のことは今、調整しているところなのですけれども、12 月はいつも色々と、たまたま交流プラザの予約がとれなかったものですから、場所の問題とかもありまして、なかなか駐車場の問題とか、場所の問題、キャパもありますので、逆にここはちょっと危惧しているところなのですが、なるべく市民の方にご迷惑をかけないように、今、対応しているところでございます。

○委員長

多分、今までの方も人気でしたけれども、この方は多いのではないかなと。

○教育長

そのような感じがしているので。表彰を受けられる方も来られるわけでしょう。保護者も来られるわけですよ。

○生涯学習課長

あとは家庭教育学級の方にも声かけしております、人権啓発推進協議会の委員の方にも声かけしておりますので、12 月の土曜日をご予定があったりもされると思いますので、そこが読めないところなのですけれども。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第 100 号を承認させていただきます。

【報告第 99 号、議案第 28 号】

○委員長

報告第 99 号、議案第 28 号をスポーツ振興課長よりご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

それでは、ご説明いたします。

報告第 99 号は、一般財団法人都市体育協会が表彰する平成 29 年度都市スポーツ賞の選考結果のご報告でございます。

本件は、各競技団体等から推薦のありました団体、個人を都市スポーツ賞選考基準内規に基づきまして、選考されたものです。去る 9 月 25 日に、都市スポーツ賞選考委員会が開催され、10 月 16 日に開催されました理事会で承認されたものです。表彰内容につきましては、特別賞、功労賞の個人部、優秀賞の団体と個人の部の 4 部門となっております。

まず、特別賞は、都市出身者で、スポーツ競技において国際的、または全国的な大会で優秀な活躍、または成績を残し、その功績が顕著な方を表彰するものでございます。

次に、功労賞は、各競技団体から推薦がありました 10 年以上、本市の体育スポーツの振興に著しく貢献した方を表彰するものです。

最後に、優秀賞は、県大会の連続優勝や九州大会、全国大会等で優秀な成績を収めた団体、個人を表彰するものです。

詳細な選考基準につきましては、別紙 都市スポーツ賞選考基準内規のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、表彰内容の内訳であります。別紙 平成 29 年度都市スポーツ賞被表彰者受章者一覧をご覧ください。本年度は、特別賞として、8 月に、ハンガリーのブダペストで開催された世界柔道選手権大会において、52 キロ級で優勝した志々目愛さんをはじめ、功労者として、個人 12 名となっております。また、次ページ以降にお示ししてあります優秀賞の部につきましては、個人の部で児童・生徒 22 名、一般 9 名の計 31 名、団体の部が児童・生徒 3 団体、一般 1 団体の計 4 団体となっております。

以上で、スポーツ賞関係のご説明を終わります。

続きまして、議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

議案第 28 号は、スポーツ振興課が所管しております各地区体育施設の管理につきまして、現在の指定管理委託期間が来年 3 月で満了を迎えることから、平成 30 年度から 3 カ年の指定管理者候補者を選定したものでございます。本庁管内 11 地区にあります地区体育施設の管理につきましては、施設利用者のほとんどが地区住民であることから、これまで地域に密接した地区体育協会等に非公募で委託してまいりました。今回も同様の理由から、次期指定管理についても資料にございますとおり、非公募として委託することとしたものでございます。

この選定結果につきましては、きたる 12 月定例市議会に議案として上程し、可決されますと、正式な契約となる基本協定書を締結するものでございます。

添付資料の地区体育施設指定管理者一覧をご覧ください。

地区体育館 12 カ所、市民広場 11 カ所の計 23 カ所について、一覧表にお示ししております 14 団体に委託するものでございます。非公募による候補者の選定につきましては、各団体から申請されました事業計画等によりまして、1 点目が、市民の平等な利用の確保、2 点目が、施設の効用の最大限の発揮、3 点目が、経済的な管理運営と適正な経費配分、4 点目が管理運営の能力について、評価を行っております。

なお、委託期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。それでは、スポーツ賞と施設指定管理者についての2点について、お尋ねはありませんでしょうか。

○濱田委員

高専に特別な枠を作っていただきまして、ありがたいと思います。

○スポーツ振興課長

高等学校とか、大学とか、微妙な立ち位置がございますので、この点については、内規の中で高専大会については特別に配慮しているところです。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、スポーツ振興課長よりご説明いただきました報告第99号を承認させていただきまして、議案第28号を決定させていただきます。

【報告第95号】

○委員長

報告第95号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

報告第95号、専決処分した事務、平成29年度都城市教育委員会名義後援共催についてご説明します。名義後援につきましては、平成29年9月21日から10月20日までに、総計13件を承認しております。内訳につきましては、別紙をご覧ください。

学校教育関係が3件、スポーツ関係が8件、その他、教育総務課で受け付けた分が2件となっております。

また、次のページをお開きください。

共催のほうは、こちらも名義後援と同様、平成29年9月21日から10月20日まで同期間で、総計7件を承認しております。内訳につきましては、すべて学校教育関係となっております。

以上で、報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

報告第95号を承認させていただきます。

【報告第96号～第98号、報告第104号、議案第30号】

○委員長

それでは、報告第96号から第98号及び第104号、そして、議案第30号を、学校教育課長よりご説明をお願いいたします。

○学校教育課長

報告第96号でございます。都城市学校規模等適正審議委員会の答申についてでございます。

一枚お開きになりますと、答申が出てくると思いますが、全部を読んでいると時間がございませんので、はじめにから3枚目、大きな2番、都城市立小中学校適正配置に関するこの下の部分、その上で、本委員会として、小中学校の適正配置に関して教育委員会に対して、次のように進言する、から読ませていただきます。

①児童・生徒の立場を念頭に置き、常日頃から学校開放などを用い、学校での取り組みと与えられた環境で

の児童・生徒の実態を地域住民が知るための機会を設けるように努めること。

②地域住民の発意により、学校存続に関する具体的な検討・協議を行うにあたって、学校規模適正配置に関する情報を提示し、その意向を十分に踏まえた上で協議する。

③学校統合後の跡地利用等については、地域住民の意見を参考にして、十分な検討を行うこと。

④学校統合を検討するにあたって、登下校の交通手段については、児童・生徒に過度な負担がかからないように十分配慮する。

最後に、このおわりにののところを読ませていただきまして、答申案をご紹介します。と思います。

おわりに

本委員会は、児童・生徒の立場を念頭に置き、都城市小中学校の適正規模、並びに適正配置について論議を重ね、以上のような答申に至った。

都城市は、すべての学校で、学校運営協議会が設置され、コミュニティスクールが導入された。これは、学校と地域・保護者が力を合わせて、学校運営に取り組んでいくことや、地域の特色を生かした学校づくりを進めていくところに特長がある。この学校運営協議会を核として、地域とともにある学校、学校とともにある地域づくりを推進し、学校の適正規模、適正配置についても継続的に審議をしていただき、学校運営にあたってもらいたい。

また、児童・生徒の立場に立てば、特に、教育環境の整備、中でも中学校における専門の教職員配置は、可能な限り是正が必要である。ただしその上で、学校統合等の検討を進めるにあたり、改めてその時期の教育の動向、へき地校の現状、児童・生徒・保護者・地域関係者及び地域住民等の意見を十分にくみ取った上で進めるよう進言する。

以上、ここに答申いたします。

平成29年10月18日に答申がなされました。審議会の委員長は橋之口修校長でございました。

以上でございます。

続きまして、報告第97号でございます。

都城市小学校フッ化物洗口事業実施に関する検討会設置要項について、別紙のとおり制定するというところでございます。

制定の理由は、平成29年9月の都城市議会において可決されました都城市小学校フッ化物洗口事業の実施にあたって、その運営及び評価等について検討するために、別紙のとおり、要項を定めたものでございます。

次に、報告第98号でございます。

都城市小学校フッ化物洗口事業実施要項について、別紙のとおり制定するというところで、次はその実施要項でございます。

続きまして、報告第104号でございます。

これにつきましては、1枚開けていただいて、臨時代理書をお開きください。

都城市小中学校適正配置方針策定検討会設置要項の制定及び委員の任命についてでございます。

発令日が、平成29年10月18日でございます。期間は、平成29年10月18日から平成30年3月31日でございます。委員名簿が載っておりますが、学校教育課から課長以下、副主幹まで5名、教育総務課、江藤課長、そして、山中主幹、小学校・中学校校長会から橋之口校長、笹本校長です。へき地学校代表から、山口校長先生、西岡校長先生でございます。

では、設置要項についてでございますが、まず、誤植がございますので、誤植を正したいと思います。

3 委員のところにあります2行目でございます。教育委員会イガイ「い」が間違っております。以てもほうの「以」をあてていただきたいと思ひます。

続きまして、議案第30号でございます。

都城市教育委員会精励賞表彰要綱の一部を改正する事務についてでございます。

改定の理由等でございます。現要綱では、善行、そして、体育・文化の3部門を設けております。今回、体育部門を削除し、文化部門に新たに、伝統文化の継承に貢献したものを加えるものでございます。それに従い、選考委員のスポーツ振興課長を削除し、新たに、文化財課長を加えるものでございます。

体育部門でございますが、平成28年度の選考会において、既に、この競技で表彰されているものを再度、精励賞で表彰する必要性について、再考するように意見が出されたもので、担当課で協議した結果、削除するものでございます。また、スポーツ振興課が持っているスポーツ賞もでございます。それぞれで表彰がされるということでございます。

また、文化部門ですが、これまで伝統文化を継承する活動については、善行部門で表彰をしておりました。今回、文化部門に明記することで、現状との乖離を補正するものでございます。

では、実際に正誤表をお出してください。

改正前では、第4条の体育部門が改正後には消えております。

そして、(2)文化部門では、一番最後にウと新たに付け加えて、地域等の伝統文化活動に積極的に参加し、その活動が顕著なものという項目を新たに入れさせていただきました。

また、別表につきましては、スポーツ振興課長から文化財課長へ変更しております。

以上でございます。

○委員長

それでは、ただいまの報告並びに議案についてお尋ねがありましたらお願いします。

報告第97号なのですが、これの設定要項の(3)、この文章をちょっとわかりやすく、検討事項の(3)、事業実施にあたりのところ。

○学校教育課長

関係者との連絡調整及び実施方法に関する事項は、検討する事項を羅列してしまったもので、こういう表現になってしまいました。及びと並びにで、つないでしまっているものでございます。

それから、下の行でございますが、事業の休止がなされた場合における継続の有無に関する事項ということでして、わかりづらいでしょうか。

○委員長

これは結局、何かがあって一旦休止したものを続けるかどうかということに関してという内容なのか。それは結局、次の報告第98号の事業の休止というところの文章と同じなわけですね、内容は。(8)の2ですけれども、事業の休止について、継続の有無の検討が必要となる場合、速やかに検討会を開催の上、関係事項について検討する。また、検討会はその結果について、報告なのですが、これと内容は一緒と考えてよろしいですか。

○学校教育課長

その前の第7ですが、検討会の開催というところで、一文おいておかないと、検討会を開催してその有無を決めますということなので、検討会の要項も同時に今回は付けさせていただきました。

○委員長

継続の有無ということは、何かがあって、これを続けるか、続けないかということを検討するということなのですね。そして、一応休止されても、また、続けるということと、もう続けないということがあるということなのですね。

○学校教育課長

そのとおりです。

○委員長

その事業の休止というところに、それと同じことが書かれているのですけれども。

○教育長

多分この休止は、休止をすると判断するのを、どこがするかを書いておかないと困るので、事業の休止に

については、そこにあるように、各学校は事業の判断を休止できるものとする一方は入れてあるので、それを再開しようと思った場合には、検討会で継続を検討しましょうという文言になっています。

休止をどこが決めるのかのかわからないので、その主体は各学校ですということです。

○委員長

わかりました。

○赤松委員

ちょっとお尋ねしたいのですが、報告第98号は、平成29年度都城市小学校フッ化物洗口事業実施要項、平成29年度の実施要項であって、これからずっと続いていくという、この取り組みそのものの実施要項ではないと。

○学校教育課長

はい、単年度要項という形で作らせていただいております。

○赤松委員

そういう理解でいいのですね。

だから今回は、モデル校10校等に関する記述のみが上げられてきて、結局、モデル校以外、全体的に実施するとなった時のことが全く触れていないのですね。一体どうしたのだらうと思ったのでお尋ねしたところです。今年の年度に限っての実施要項なのだと、今わかったのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。ということは、毎年度実施要項が策定されていくという考え方なのですか。

○学校教育課長

この考え方につきましては、将来にわたっての予算をとっておりませんので、つまり、全校分の予算という形での。ですので、法制と相談をいたしまして、単年度でまいりましょうかというような結論でございました。つまり、予算をとった段階での要項ができればということで、ちょっと大変かもしれませんが、単年度要項という形が望ましいと議論したところです。

○赤松委員

モデル校という言い方が、それ以外の学校との区別をして考えた時、本来それ以外の学校にも広げていくために、今回に限ってモデル校10校設定したというふうになるのかなと思っていました。従って、一番上モデル校ですよという表記がなくて構わないのかなと思ったのです。

上のタイトルを見ると、全体の学校に対する実施要項のように思ってしまうのですけれども、中を読んでいくと、モデル校10校についての要項になっていると私は感じたものだから、今、お尋ねしたところです。単年度でやっていくということですね。

○委員長

ほかにかがでしょうか。

○濱田委員

報告第96号の適正配置なのですが、先ほどご説明いただいたおわりに、の9行目に、また児童・生徒の立場、特に、教育環境の整備、中でも中学校における専門の教職員配置は可能な限りの是正が必要であるとありますが、これは、是正ということは、今現在、偏りがあるとか、多すぎるのか、少なすぎるのか、その課題というのは何なのでしょう。

○学校教育課長

今、小規模中学校において、すべての教科の先生が揃うということはありません。9教科ありますが、9人が必要になってきます。実際に中にいらっしゃる中学校の先生は、4人とか、5人とかいう学校が存在しております。

そこで、県教委もそこを心配されまして、ほかの学校と兼務をかけた非常勤の方を今雇っているところがございます。これによって、専門の教科の免許がある方がその学校にも入っていただけということなのですが、このことについて、非常勤でございますので、この制度が失われる可能性もあります。ですので、そ

うというようなことにつきましては、可能な限り専門の先生がその学校にも配置するというのを念頭に置いて、この答申が現れたと理解しております。

○濱田委員

そうなんです。ということは、足りないということなのですね。

○学校教育課長

そうです。

○赤松委員

適正配置についての課題をきちんとお持ちになって、こういう答申を上げていただいたということはいいことだと思っております。

今後のこの答申を受けて、教育委員会としての方向性、先ほどご説明いただいた新たな制度がスタートするという一環なのかと思って、聞かせていただいたのです。今後、ここ 10 年なり、20 年なり、先を見通した中で、そこまで見通せないかもしれませんが、教育委員会として、どういう方向性で考えておられるのか。それについて、お聞きしたいと思います。

○学校教育課長

今後、策定委員会のスケジュールでございますが、第 1 回目を先日行ったところでございます。10 月 31 日でございます。その中で、小中学校適正配置方針の検討委員会では、審議会の答申を受けまして、適正配置方針改定の趣旨及びスケジュール等の説明はもう終わっております。その説明の中でも、明けて今月 11 月には、適正配置等を行政主導ではなく住民からの要望で実施することを非常に重く考えております。住民から統廃合等の要望があった場合、統廃合の基準の見直しを、そのところで言われたけれども、まだ十分頑張れる学校が出てくるかもしれません。もうぎりぎりではちょっと存続できないとして、発議してくる場合もあると思います。

そこで、発議があった場合の基準をあらかじめ決めておくということです。事前に基準案を作成して、委員の皆様には資料を配布しまして、また、検討を行っていただくという作業を 11 月に行います。

そして、明けて 1 月でございます。1 月には、都城市の配置方針を決定していくということでございますが、現在、配置方針が生きておりますのが、平成 20 年 7 月に報告書が出ておりまして、このときは、四家中学校が廃校になるちょっと前のところございまして、そのことを意味づけないといけないということで、実はそのときの適正方針の基本的な考え方の中に、こういうことがあります。

したがって、小学校においては、地域みずからが統合を望まない限り、小中連携や小学校間の連携など、ソフト面の工夫を試みながら、存続させることにする。しかし、中学校においては、生徒が人格形成に大変重要な思春期という時期にさしかかること。さらに、各教科指導の専門性により、各教科専任の教諭が求められること。更に、高等学校への進学という大きな目標を抱え、控える時期であることを鑑み、著しい小規模化や著しい男女比の隔たりは、適正な教育を阻む原因になると考えたということで、廃止の方針なのです。そこを変えていかなければならないということです。中学校も、答申によりますと、仕組み、学校の PTA などの発議によってこれを閉じたり、統合したりするということなので、ここの部分を変えていくということ。

もう一つは、基準になっているところが、3 学級以上というものを掲げております。過去の答申の欄では、3 学級以上のときには廃止はしませんということを言っているのですが、今回、3 学級だとしても、中にいる人数、そこを問題視しなければならないとは思っています。ですので、基準のときには、中学校の場合は短式学級が 3 学級以上ある場合ということで統合していくのですが、その中身、例えば、教師一人、児童一人という学校も存在しています。そういう学校について、どのようにやっていくかということも踏まえた上で、今回、基準を作っていくと考えております。

○赤松委員

それでは、これから先、方向性とか、そういったものは、教育委員である私どもにも示されながら、望ま

しい方向へ向かっていくと理解してよろしいですね。

こちらのほうも教育委員に届けていただいたのですが、実施についてのマニュアル、これはもう動きだしているのですか。

○学校教育課長

実際に今、明道小学校では、教職員の説明、そして、保護者説明会が終了いたしました。そのときに、実施マニュアルを使わせていただいております。

○赤松委員

これを読ませていただくと、保護者への説明会というのは、19時から20時と夜、予定されているところが8つぐらい。お昼に予定されているところもあるということで、教育委員会の方とか、あるいは歯科医師とか、薬剤師とか、関係ある方が参加されるのだと思うので、夜まで大変ご苦労だったと思いながら読ませていただきました。体調管理とか、寒くなる時期ですので、そのへんまでご配慮して臨まれているのではないかと思います。

それから、この中身について、理解できない部分、わからないところが幾つかあるのですが、その点もよろしいですか。

ずっと通して読ませていただいたのですが、たとえば、4ページの真ん中に、フッ化物洗口の実施という欄が大きな枠で書いてあって、フッ化物洗口の練習と書いてございます。読むと、このとき必ず確認する事項、学級での実施では児童がぶくぶくうがいができること。水を飲み込まずに吐き出せることが可能であることを確認しますと。これは、担任が確認するわけですね。このへんの、確認したとき、全員できましたとか、子どもができましたと丸を付けるとか、何かそういうふうなことの記録というものが残されるのかなと思っているのですが、そのへんはどうなのかと思った点が1点。

それから、細かく読むと、色々気が付くところがいっぱいあったのですが、時間もないので、表に出ていく文書で、15ページの様式3号のキガキの2の部分の2行目から3行目は、これは、改行は必要ないかと思うのですが。むし歯予防フッ化物…。

それから、この下に、子どもから参加させます、希望しませんという保護者からの返事が返ってきますが、これは、平成29年度のフッ化物洗口事業について、希望する、希望しないと私は教育長様の下の部分に「の」が入っているほうがいいと思います。教育長に保護者が回答を返すときに、平成29年度の小学校のこれこれについて希望します、希望しませんと、保護者は、兄弟が3人いたら、3枚出さないといけないわけです。だから、年度で区切るのであれば、保護者から返ってくる切り取り線のすぐ下のタイトルはこれでいいのだけれども、文章としては、平成29年度のこれこれについて希望します、希望しませんのほう、より保護者の意志が明確にこちらに返ってくると思いました。

あとで、ここはどうですかということが結構あったのですけれども、外に出ていっているのならしょうがないと思うけど、出ていないなら。

○学校教育課長

まだ、まさしくマニュアル等の改定を繰り返していかなければならないとは思っております。明道小学校でやったときにも、色々なご指摘を受けておりました、そのところは、最初から完璧なものは難しかったかなと思っております。ありがとうございます。

○委員長

詳細には、よろしく願いいたします。

○赤松委員

5時間ぐらしかけて結構読んだのですけれども。大変は大変です。気が付いたことは言います。

終わったら。

○委員長

よろしく願いいたします。ほかに、お尋ねはいかがでしょうか。

○濱田委員

議案第 30 号なのですが、確認ですが、善行と体育と文化の三部門のうちの体育は取り除くというところ
です。それは、スポーツ賞とか、スポーツ精励賞とか別にあるので、ここではやりませんよということ
ですね。

○学校教育課長

一つは、各競技でもう一回表彰があります。競技で表彰されて、そして、その上位の人たちだけ集めて、
スポーツ賞というのが、スポーツ振興課がやられているので、もう一つ重ねると 3 つもらうと、一つのこ
とで。

○委員長

精励賞について、もう一つお尋ねいたしますが、結局、2 本になるわけなのですね、伝統文化というの
は項目としては上げられなくて、善行賞と文化賞と、その文化賞の中に要項に書いてあるように、地域等
の伝統文化活動に積極的に参加し、その活動が顕著なものと。そうしますと、今まではこの方たちの
表彰はなかったわけですか、こういう方面の。

○学校教育課長

善行というところに入っていたわけなのですが、善行なのかということと言われると、確かに、いい
ことではあるのですが、そうではなくて、きちんと、継承している子どもたちなのということになり
ました。

○委員長

それではほかに、お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告第 96 号から 98 号及び第 104 号を承認させていただきまして、議案第 30 号を決定
させていただきます。

10 その他

(1) 総合教育会議の議題等について

(2) 行事報告・予定等

① 12 月定例教育委員会開催予定

日時 11 月 28 日 (火) 13 : 30 ~

場所 南別館 3 階委員会室

以上で、11 月の定例教育委員会を終了いたします。